

## 第10章 韓国の海洋安全保障政策カントリー・プロフィール

ジーナ・キム

### 1. 海洋法の解釈

大韓民国（韓国；ROK）は、1) 領海の無害通航権、2) EEZ の航行権および EEZ の上空飛行権、3) 国際海峡の通過通航権をはじめとする、国際海洋法の主要原則を尊重している。無害通航に関しては、韓国は「領海法（Territorial Sea Act）」を制定し、韓国の領海の範囲と管轄権を定めている。同法によると、韓国の公共秩序および安全を侵害しない限り、韓国領海の無害通航が保証されている<sup>1</sup>。しかしながら、同法の適用に関しては、船舶の種類によって一定の区別が設けられている。商船については、全て、領海の無害通航権が保証されている。一方、韓国の海洋権益に影響を及ぼす能力を有する、軍艦等の特殊目的船に関しては、無害通航権は完全には認められていない<sup>2</sup>。

韓国は、EEZ（排他的経済水域）の航行権および通過通航も認めている。韓国政府は、全ての国が EEZ の航行の自由および上空飛行の自由を尊重すべきであるという立場を維持してきた。これは「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）（United Nations Convention on the Law of the Sea ; UNCLOS）」第38条として成文化された原則を尊重したものであり、それゆえ、マラッカ海峡を通過する全ての船舶が国際航行のために定められた権利を有するという考えを支持している。この原則は、長年にわたり、韓国の政府高官による公式声明の中で強調されてきた。韓国外交部（MOFA）長官、尹炳世（ユン・ビョンセ）は、2015年11月5日のアジア欧州会合（Asia-Europe Meeting ; ASEM）において「南シナ海における航行の自由および上空飛行権の保護および尊重は不可欠である<sup>3</sup>」と語っている。また、韓国国防部長官、韓民求（ハン・ミング）は、2016年7月26日に開かれた東アジア首脳会議（East Asia Summit ; EAS）において「韓国政府は、南シナ海紛争の平和的解決、ならびに、南シナ海における航行の自由 および上空飛行権を支持する」と語った。こうした原則は、2016年10月20日に発表された2016年韓米外務・国防閣僚協議（2016 ROK-US Foreign and Defense Ministers' Meeting）の共同声明でも確認されており、「韓国政府は、南シナ海における航行および上空飛行の自由を保証することの重要性を重視し、全ての国々が、国際法に則り、南シナ海において航行・飛行・活動する権利を有することを強調する」<sup>4</sup>としている。

韓国による航行権の支持は、単なる宣言に留まるものではない。各国は財政的・技術的支援を提供するとともに、安全保障ならびにマラッカ海峡の安全保障のために積極的協力

を求めらるべきであるという沿岸諸国の主張に、韓国は同意する。さらに、韓国は、マレーシア海上警察(Royal Maritime Police Agency of Malaysia)と協力し、マラッカ海峡において、定期的に海軍軍事演習や海上訓練を実施している。そうした取り組みの一環として、二国間の協力を促進するため、インドネシアの海上警察に呼びかけたり、2009年10月19日にシンガポールで開催された「マラッカ海峡における航行安全および環境保護(Safety of Navigation and Environmental Protection in the Straits of Malacca)」会議に参加したり、航行援助施設基金(Aids to Navigation Fund ; ANF)との覚書(MOU)を締結したりなどしている。また、国際海事機関(International Maritime Organization ; IMO)が実施する海洋電子ハイウェイ(Marine Electronic Highway ; MEH)実証プロジェクトに対し、韓国は技術的・財政的支援を提供している。

韓国は南シナ海に関して領有権などの直接的な権利を主張していないため、当該地域の問題に関しては部外者であるとみなされることが多かった。しかし、韓国は、航行の自由の原則に強い関心を有している。これまで一貫して主張してきた通り、南シナ海の紛争は、合意済みの協定や既存の国際的ルールに則って、平和的に解決されるべきであると考えている。韓国の立場は、南シナ海の平和と安定を促進する取り組みの重要性を強調するというものである。2016年9月9日の第11回EASにおいて、朴槿恵(パク・クネ)大統領は、2016年7月12日に発表された南シナ海に関する仲裁判断を受けて、南シナ海紛争が平和的かつ創造的な外交努力を通じて平和的に解決されることへの期待を表明した。

## 2. 韓国の海洋安全保障政策

### 海洋安全保障に関する国内法および政策

海洋問題には、多様な側面がある。政治・軍事的問題としては、島の領有権などの海上境界線の画定、北朝鮮に対する洋上での国際制裁の実施、海洋紛争の解決などがあげられる。経済的側面としては、鉱物・漁業資源を巡る競争、海上境界線の排他性、海上交通路の安全などの問題がある。その他の問題としては、不法行為に対する国家司法権の行使、環境汚染対応、災害からの海洋安全保護がある。そうした中、韓国は、法制度の整備を進め、様々な問題の解決に当たってきた。

韓国は、関連国内法と国連海洋法条約との調和を図ってきた<sup>5</sup>。そのため、韓国では、1995年1月に「海洋科学調査法(Maritime Scientific Research Act)」を、1996年8月に「排他的経済水域法(Exclusive Economic Zone Act)」ならびに「排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(Act on the Exercise of Sovereign Rights over Foreigners' Fishing in the Exclusive Economic Zone)」を制定した。また、その法制化の過程

において、1995年12月に「海洋汚染防止法（Sea Pollution Prevention Act）」を、1996年8月に「領海および接続水域法（Territorial Sea and Contiguous Zone Act）」をそれぞれ改正している。表1に、海洋安全保障に関わる国内の様々な法規制を示した。

〈表1〉 国内の法規制

法規制の名称	目的
海洋水産発展基本法 ( Basic Law on Marine Fishery Development)	・水産業・情報化・高付加価値ビジネスの形成を促す環境の創出
水産資源保護法 (Fishery Resources Protection Act)	・環境に優しく持続可能な水産資源の開発・利用の追求
海底鉱物資源開発法 (Submarine Mineral Resources Development Act)	・大陸棚の海底鉱物資源の利用による産業開発への貢献
海洋生態系の保全および管理に関する法律 (Conservation and Management of Marine Ecosystem Act)	・海洋生態系の体系的管理を通じて、海洋生態系の破壊防止、海洋生物の多様性の保全、海洋生物の持続的利用の促進を図るための包括的指針を提供
海洋環境管理法 (Marine Environment Management Act)	・海洋環境の保全および管理に関する市民の責任を明確化
領海法 (Territorial Sea Water Act)	・内水域、接続水域、海上境界線、外国船の通過に関する定義を提供
排他的経済水域法 (Exclusive Economic Zone Act)	・EEZ 境界線、および、外国船の権利と義務を規定
排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律 (Act on the Exercise of Sovereign Rights over Foreigners' Fishing in the Exclusive Economic Zone)	・外国人による漁業活動に対する国家司法権の行使の必要性を規定
海洋科学調査法 (Maritime Scientific Research Act)	・外国人および国際機関が実施する海洋科学調査の手順を規定
国際航海船舶および国際港湾施設の安全	・国際航行に用いる船舶の安全保障、および、

保障に関する法律 ( Act on the Security of International Navigation of Ships and Harbor Facilities)	船舶が利用する港湾施設の安全保障に関する事項を規定
緊急事態準備管理法 ( Emergency Preparedness Management Act)	・緊急時および戦時に備えた計画、資源管理、教育・訓練に関する必要事項を規定
海洋事故調査法 (Marine accident and investigation Act)	・海洋事故の原因調査に関する手順を規定
船舶および海洋構造物に対する不法行為の処罰に関する法律 (Act on the Punishment of Illegal Acts against Ship and Offshore Structures)	・海賊行為等の脅威となる活動の防止、および、船舶・海洋構造物の安全の保護

### 紛争解決事例

韓国、日本、中国は、それぞれの国の排他的経済水域を公表している。東シナ海、日本海<sup>6</sup>、黄海では、沿岸国どうしの間距離が 400 海里未満の場所もあり、そうした海域では、この 3 か国が主張する EEZ が重なり合う。そのため、韓国政府は、日本とは 1999 年 1 月に、中国とは 2000 年 8 月に、それぞれ漁業協定を締結した。それ以来、韓国は、海上境界線の画定に関する協議を日本および中国との間で定期的に行っている<sup>7</sup>。現在ともに発効している日本および中国との漁業協定により、韓国は、漁業権益の保護を実現すると同時に、EEZ に関する関係国との将来の協議において当該海域に EEZ を主張する根拠を確保している。韓国は、こうした問題について、国際法および関連の慣行に則って解決できるよう努力する所存である。そうした協議の仕組みは、紛争海域での船舶の出現、および、日本、中国との対立の可能性に非常に大きな懸念を抱いている韓国にとっては、危機管理の面でも極めて重要である。

日本との間では、韓国は、1965 年 6 月、韓日漁業協定を締結するとともに海上境界線を定め、1999 年には新協定が発効している<sup>8</sup>。同協定では、日本海<sup>9</sup>および済州島の南側に違法漁業を取り締まるための水域を設けるとともに、漁業共同委員会を設置し、当該“暫定水域”における漁業を認める決定を下した<sup>10</sup>。漁業共同委員会では、協議を通じ、漁業のための EEZ への進入、漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域、漁業の操業に関する具体的条件などの様々な事項に関し、両国政府に対して勧告および拘束力のある決定を行う<sup>11</sup>。暫定水域における漁業については各国の過去の実績を考慮することが認められる

とともに、相互平等に基づく漁獲量の合意に向けて継続的に取り組んだ。また、相手国の国民および漁船が日韓間の水域で漁業を行う場合には、自国の関係法令を適用しないこととなった。一方で、当該水域において自国の国民および漁船に実施している措置については、相手国に通報することとした。特に、韓国軍は、「歴史的・地理的事実から本質的に大韓民国の領土である独島の保護という断固たる決意」<sup>12</sup>に基づき、強力な即応態勢を維持している。

中国との間にも、韓国は、漁業協定を締結するとともに海上境界線を定めている。1989年、韓国の水産協同組合中央会（National Federation of Fisheries Cooperation）と中国の東海・黄海漁業協同組合連合会（Cooperation for Fisheries in East Sea and Yellow Sea）は、海上での漁船事故を管理するための協定を結んだ<sup>13</sup>。韓国、中国両国は、2000年、この民間協定に代わり韓中漁業協定を締結、海洋生物の共同保護のために暫定水域を設けた<sup>14</sup>。また、韓国と中国は、救助・緊急避難に関する相互協力に合意するとともに、漁業共同委員会を設置した<sup>15</sup>。協定により、両国の漁船数も制限した。2014年には、共有水域において、違法カニ漁業を取り締まるための共同活動も始めた。しかし、2016年には黄海<sup>16</sup>で操業する中国漁船が20%増加した結果、違法活動も急激に増加した<sup>17</sup>。最近、取り締まりを避けるため、中国漁船は北方限界線（Northern Limit Line ; NLL）上で活動していたが、これは明らかに休戦協定違反にあたる。そのため、韓国の海軍、海兵隊、海洋警備安全本部は、国連軍司令部（United Nations Command ; UNC）と共同で“文民警察業務”に着手、NLL付近で操業する違法漁船の取り締まりを行った。

### 3. 海洋安全保障に関する姿勢

#### 優先課題

韓国にとっての関心事は優先度が決定されているが、多様な関心事の中でも、軍事活動が優先されている。大韓民国海軍の役割は、防御線、監視線、示威線という3つの異なる線を守ることにある<sup>18</sup>。第一の防御線は、領土防衛および国家統一に向けての準備（ともに韓国にとっての最優先課題）に必要な“防御的領域”を維持する役割を果たす。第二の監視線は、地域安定性や貿易保護に必要な“富国的領域”の保護のために引かれた線である。第三の示威線は、平和的領域を維持するためのものである。平和的領域の中で、韓国は、新たな脅威に対抗するとともに、グローバルな共同での取り組みに参加し、国威発揚を図っている。表2に、それぞれの領域および目標を示した<sup>19</sup>。

〈表2〉 大韓民国海軍の優先順位

領域	分類	目標
防衛的領域	防衛線	朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) による挑発を抑止
富国的領域	監視線	海洋権益を保護
平和的領域	示威線	国威を高める

### 組織構造

大韓民国海軍は、海軍本部 (Navy Headquarter (HQ))、海軍作戦司令部 (Naval Operations Command)、海兵隊司令部 (Marine Corps HQ)、西北島嶼防衛司令部 (North-West Islands Defense Command ; NWIDC)、その他の支援部隊より構成される。艦隊司令部 (Fleet Commands) は、駆逐艦、フリゲート艦、哨戒艇、高速艇 (Patrol Killer Mediums ; PKMs) などの水上戦闘艦を運用し、担当水域の防衛任務を担う。海兵隊司令部は、戦時の上陸作戦の遂行を主たる任務とする。NWIDC は、西北島嶼およびその周辺における平時の安全保障ならびに防衛任務を担う。主たる役割である国家主権および海洋権益の保護に加え、その他の司令部は、物流支援、教育、訓練といった任務を果たす。2010年、韓国は、緊急対応部隊として第7機動戦団 (Maritime Task Force Flotilla 7 ; MTF7) を編成した。MTF7 は、危機発生時の迅速な作戦遂行を目的とした船隊で、北朝鮮が発射した弾道ミサイルの追跡、リビアからの民間人の避難、ソマリア沖での海賊対策への参加など、様々な機能を果たしてきた。機動戦団 MTF は、現在のところ、DDG 型駆逐艦 3 隻、DDH 型駆逐艦 6 隻、ヘリコプター 8 機で構成されているが、将来的には、MTF の構成は、DDG 型駆逐艦 2 隻、DDH 型駆逐艦 2 隻、KDDX 型駆逐艦、SS 型潜水艦 2 隻、LPH 型揚陸艦 1 隻、P3-C 哨戒機 3 機、ヘリコプター 16 機、AOE 型補給艦 1 隻となる予定である<sup>20</sup>。韓国は、2023 年までに第二の MTF を、2030 年までに第三の MTF を編成する計画である。

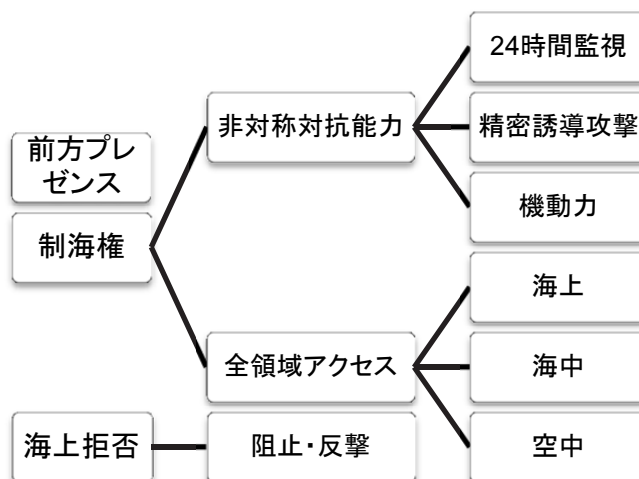
海洋警備安全本部 (ROK Coast Guard ; KCG) は、国民安全処 (Ministry of Public Safety and Security ; MPSS) 傘下の組織である。旧海洋警察庁は、国土海洋部 (Ministry of Land, Transportation and Maritime Affairs) 傘下の組織であったが、その後再編され、2014 年 11 月 19 日に海洋警備安全本部となった。主要な役割としては、スピーディかつ効果的な救助活動の実施、海上犯罪からの海洋の防止、海洋汚染の着実な監視、有害物質の流出防止、海洋観光および安全な海洋レクリエーション活動の確保があげられる。KCG は、本部、特殊部隊のほか、朝鮮半島の海岸線沿いに数百の出張所を設置している。出張所は、海洋搜索、

救助要請、海上交通の安全管理を担っている。

### 役割および任務

大韓民国海軍は、様々な機能を果たすとともに、北朝鮮に対する制海権や近隣諸国に対する海上拒否を確立するための能力を構築している。制海権能力を構築するためには、非対称対抗能力（counter-asymmetric capacity）の向上と全領域アクセス（all-domain access）が不可欠である。大韓民国海軍の軍事力強化は、24時間監視、精密誘導攻撃能力、機動性の確保・向上を目指して進められている<sup>21</sup>。同時に、大韓民国海軍は、敵軍の阻止・反撃能力の構築に基づく海上拒否の確立を目指している<sup>22</sup>。この点において、海上交通の要衝にあたる済州島での海軍基地の建設は、戦略的に重要である。済州海軍基地により、韓国の海軍力運用の柔軟性が高まると同時に、地域拠点と世界への窓を確保する機会がもたらされる。

〈図2〉 必要な役割・能力



主権保護については、大韓民国海軍は、船団による示威行動、EEZの侵害、侵害的な調査・探査、漁業者・漁船の不法拘束など、様々な種類の紛争を処理している。また、大韓民国海軍は、海中、海上、空中にわたる多面的な軍事力の統合配備を目指している。その実現に向け、次世代潜水艦、イージス級駆逐艦、次世代駆逐艦、次世代フリゲート艦、次世代高速艇、海上哨戒機、海上用ヘリコプター等の調達を計画している。

## 域外活動

韓国水域における武力攻撃の全般的抑止以外にも、大韓民国海軍は、国際協力に貢献しており、ASEAN 地域フォーラム（ASEAN Regional Forum ; ARF）、拡大 ASEAN 国防相会議（ASEAN Defense Ministers' Meeting Plus ; ADMM-Plus）などの地域協力メカニズムに参加している。加えて、韓国は、情報共有や共同訓練を通じて他国との平時の協力体制を維持するとともに、信頼醸成のための取り組みの一環として作戦部隊間の交流を続けている。地域協力への韓国の参加は、多様な目的に資するものである。それは、相互交流や後方支援に限定されるものではなく、防衛産業間の協力や、地域・国際機関における海軍当局者の高位の役職への就任支援も含まれる。つまり、韓国は、軍事外交に対して、防衛輸出、巡航訓練、フォローアップ後方支援をも視野に入れた総合的なアプローチを取っているのである<sup>23</sup>。

〈表 3〉 域外活動の目標

大韓民国海軍	中期（2018年）	長期（2028年）
人道支援／災害救助（HA/DR）	国連平和維持活動（UNPKO）、ARF／ADMM-Plus の訓練への参加	UNPKO への積極的参加
安全保障に関する多国間協力	災害救助および安全保障に関する多国間協力メカニズムへの貢献	平和維持活動における大韓民国の役割の範囲を拡大
兵員訓練	言語／専門スキルの養成	高官の教育および多国籍軍司令部（MNF Command）における役割の拡大

人道支援／災害救助（HA/DR）は、大韓民国海軍の中心任務ではないが、重大事故に際しては、多機関協力の一環として対応している。表 4 に、大韓民国海軍が過去 10 年間に参加した主要な HA/DR を示した。米国、日本、韓国は、人道支援および災害救助における国際協力を促進するため、実務者チームを設置した。実務者チームの設置は 2010 年 9 月の日米韓防衛実務者協議（Defense Trilateral Talks）において日米韓 3 か国の間で合意されており、韓国は、その“タイガーチーム（Tiger Team）”と呼ばれるそのチームの活動に積極的に参加し、情報共有、組織間コミュニケーション、民軍の資産の活用を図っている。



〈表4〉 大韓民国軍の HA/DR への参加<sup>24</sup>

年月	場所	種類	活動
2006年3月	フィリピン	地すべり	C-130 輸送機、救援物資
2008年5月	中国	地震	C-130 輸送機、シェルター、救援物資
2009年11月	カンボジア	台風	C-130 輸送機、救援物資
2010年1月	ハイチ	地震	救助隊、医療チーム、重機
2010年3月	チリ	地震	シェルター、救援物資
2011年3月	日本	津波	C-130 輸送機、救助隊、救援物資
2013年11月	フィリピン	台風	LST (戦車揚陸艦)、C-130 輸送機、 医療／救援物資
2014年3月	マレーシア	飛行機墜落事故	P-3 哨戒機、C-130 輸送機

2011年1月15日に発生した韓国のケミカルタンカーのハイジャック事件では、対応として、韓国軍の特殊部隊が救出作戦を実行した。マレーシア航空機の行方不明時には、韓国は、南シナ海での捜索のため、P-3C 哨戒機と C-130 輸送機に加えて、39名の人員を派遣した。また、平時における過去最大の人道支援任務に際しては、揚陸艦2隻、掘削機30機、救助隊1隊に加えて、民間人からなる即応チーム1隊をフィリピンに送った。アラウ (Araw) 部隊と呼ばれる韓国軍共同部隊は、建物の復旧や医療支援などの復興任務を遂行した。大韓民国海軍の2隻の戦車揚陸艦は、何トンもの重機をレイテ州に輸送する役割を担った。ハイチでの任務は、工兵部隊、本部、復興部隊、支援戦隊で構成した。さらに、大韓民国海軍は、国連安全保障理事会決議 (UN Security Council Resolutions) 1373、1838、1846、1851 を遵守するため、4,000トン級 DDH 型駆逐艦と特殊戦旅団 (UDT) の隊員30名からなる清海部隊 (Cheonghae unit) をソマリア沖に派遣した<sup>25</sup>。2009年以降、清海部隊は、海上輸送の安全確保、リビアやイエメンからの民間人の国外避難等に貢献してきた。2011年1月、清海部隊は救出作戦を実行、ソマリア沖で海賊に拘束されていた乗組員を解放した。この「アデン湾の夜明け作戦 (Operation Dawn of Gulf of Aden)」は、韓国の国内メディアによって熱狂的に取り上げられ、かなり高い韓国国民の支持を得たため、大韓民国海軍の海外活動の重要性に対する理解がさらに深まることとなった。

大韓民国海軍は、ASEAN 地域フォーラム災害救援実動演習 (ARF DiREx)、ADMM Plus HA/DR 訓練、ASEAN 防災委員会 (ASEAN Committee on Disaster Management ; ACDM) シミュレーション演習、パシフィック・パートナーシップ (Pacific Partnership)、コープ・ノー

ス (Cope North)、カーンクエスト (Khaan Quest) 平和維持活動訓練、バリカタン (Balikatan) 平和維持活動・非戦闘員撤退訓練、多国籍立案増強チーム (Multinational Planning Augmentation Team ; MPAT) 訓練、西太平洋海軍シンポジウム (Western Pacific Naval Symposium ; WPNS) 訓練など、他の多国間共同訓練にも参加している。表 4 に、大韓民国海軍が定期的に参加している海軍演習を示した<sup>26</sup>。

米国と大韓民国海軍は、大韓民国第 7 機動戦団と米国第 70 任務部隊との間の複合戦闘委員会に関する覚書 (MOU of the Composite Warfare Committee between ROK MTF 7 and US CTF 70) を締結した。この覚書により、海洋での協同作戦に対する準備の拡充を図ることができるとともに、二国間の相互運用性を向上するための仕組みが確立される。重点分野は、対水上戦、防空・ミサイル防衛、対潜戦、海洋での対特殊作戦部隊 (SOF) 戦、C4I システム (C4IS) である。二国間訓練としては、フォールイーグル (FOAL EAGLE)、海洋対特殊作戦部隊訓練 (MCISOEX)、対潜戦訓練 (ASWEX)、艦船対潜戦準備・評価測定訓練 (SHAREM)、MTF 7 海上演習 (FLEETEX)、イージス艦に関する専門家意見交換会および編隊航行訓練 (AEGIS Ship Subject Matter Expert Exchange and PASSEX) があげられる<sup>27</sup>。

〈表 5〉 大韓民国海軍の多国間訓練への参加<sup>28</sup>

訓練名	開始年	参加軍勢力
環太平洋合同演習 (RIMPAC)	1990 年～	DDG 型駆逐艦 1 隻、DDH-II 型駆逐艦 1 隻、SS 型潜水艦 1 隻、P-3 哨戒機 1 機、リンクス (LYNX) 2 機、海兵隊
搜索救難演習 (SAREX) (搜索・救助)	1999 年～	DDH 型駆逐艦 2 隻、リンクス 1 機
サイレントシャーク (Silent Shark) (対潜水艦訓練)	1999 年～	SS 型潜水艦 1 隻
西太平洋潜水艦救難訓練 (Pacific Reach) (潜水艦の救助)	2000 年～	SS 型潜水艦 1 隻
掃海訓練 (MCMEX) (機雷対策)	2004 年～	機雷敷設船 1 隻、爆発物処理派遣支援部隊 (EOD Expeditionary Support Unit)
コブラゴールド (Cobra Gold)	2010 年～	戦車揚陸艦 (LST) 1 隻、水陸両用強襲装甲車 KAAV 8 輦、人員 382 名

コモド (KOMODO EX) (災害救助)	2014年~	救助隊1隊、戦闘飛行隊1隊
ベルブイ (Bell Buoy) (船舶運航統制)	2015年~	

### 課題および制約

大韓民国海軍は、地域的および国際的な海洋安全保障への貢献を増やすため、徐々に海外活動の範囲を拡大してきた。しかしながら、それには課題も制約もある。第一に、実力行使を伴う活動への参加は避ける傾向がある。国連／多国籍軍 (UN/MNF) に対する大韓民国の軍事貢献の中核的要素は、技術および復興である。戦闘部隊の派遣は国内の政治状況においては今もデリケートな問題であり、紛争後の平和維持あるいは平和構築に従事する兵士はまだ十分ではない。

第二に、予算が不十分であるため、海外活動に従事する人員が十分でないこと、また沿岸・海外活動に関する海洋／沿岸のローテーションなど、関連する他の問題が生じている。海外活動に割り当てられている防衛予算は、今も、全体予算の1%未満である。また、防衛予算には ARF、ADMM-Plus、ASEAN+3 といった HA/DR 関連専門家会議のための予算が組み入れられていないため、参加する他の省庁が軍のための費用を負担している。さらに、戦争即応性や日常訓練に関する現実的な懸念がある中で、大韓民国軍は国際的な活動への参加に取り組んでいる。同じことが、大韓民国海軍にも言える。艦船の補修、訓練、多目的運用を考慮の上、しっかりしたサイクルを確保するためには、予算の増額が必要と指摘する声もある。

第三に、海外活動に関連する法的枠組みについては、さらなる強化が必要である<sup>29</sup>。韓国は国連活動、多国籍軍の両方に参加しているが、多国籍軍に参加して活動する軍隊の派遣に関する特別な法律はない。韓国の現行の「国連平和維持活動への参加に関する法律 (Law on Participation in the UN PKO)」は2009年12月に成立したものである。同法第6条パラグラフ4には、軍隊の海外派遣については、国連と韓国政府との間で暫定的に合意できると定められている。この変更は、通常6~7か月を要する準備期間の短縮を狙ったものである。しかし、当該平和維持活動について受入国の合意があること、海外での配備期間は1年以内とすること、国連から迅速な派遣の要請があること、任務が非戦闘活動（復興支援、人道支援、その他軍事力の行使が関係しない活動）に限定されていることなど、平和維持活動への軍隊の派遣には一定の条件を満たす必要がある。このような観点から、新法制定は、慎重な第一歩といえる<sup>30</sup>。

韓国は、海軍の攻撃力と即応性の維持、全ての海軍力の統合、国際平和活動への参加を通じた国威発揚を目指している。大韓民国海軍は、最前線において不断の監視活動を継続する一方で、非対称戦略の推進を通じて北朝鮮の脅威に対抗していく。同時に、海洋コミュニティ間のネットワークの強化、ならびに、人道支援の質・量の拡充にも注力する。

—注—

- <sup>1</sup> 1977年領海法、法律番号3037（1977年12月31日）
- <sup>2</sup> Gaksu Shin, “The Innocent Passage by Foreign Warships: with Special Reference to the Requirement of Prior Notification”（外国軍艦の無害通航：事前通告要件に特に関連して）, *Seoul International Law Studies* 2, No. 1（1995年）, 59-75.
- <sup>3</sup> 韓国外交部プレスリリース、2015年11月5日
- <sup>4</sup> 2016年米韓外務・国防閣僚協議共同声明、2016年10月20日
- <sup>5</sup> Baegeun Park, “International Law and Korea: Past, Present and Future—Issues of Sea and Territory”（国際法と韓国：過去、現在、未来—海と領海の問題）, *International Law Review* 58, No. 3（2013年）: 91-130.
- <sup>6</sup> 原文では East Sea と表記
- <sup>7</sup> 韓国外交部国際局（International Affairs Bureau）, *Handbook of the Fishers Agreement between Korea and China*（韓国と中国の間の漁業協定に関するハンドブック）（ソウル：MOFA、1999年）
- <sup>8</sup> 韓国外交部、*A Study on Korea’s Law of the Sea Order*（韓国の海の法秩序に関する研究）（ソウル：MOFA、1998年）
- <sup>9</sup> 原文では East Sea と表記
- <sup>10</sup> 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（1998年）、附属書I、パラグラフ2
- <sup>11</sup> 協定（1998年）第12条
- <sup>12</sup> 韓国外交部、政府声明、ウェブサイト <http://dokdo.mofa.go.kr/eng/>より入手可（2017年1月12日アクセス）
- <sup>13</sup> 韓国外交部、*Exposition on Korea-China Fisheries Agreement*（韓中漁業協定の解説）（ソウル：MOFAT、1999年）
- <sup>14</sup> 韓国海洋水産部（Korean Ministry of Maritime Affairs and Fisheries）、プレスリリース、2001年4月5日
- <sup>15</sup> 韓国海洋水産部、“Situations of the Korea-China Fisheries Negotiations and Plans”（韓中間の漁業協議・計画の状況）、2001年3月
- <sup>16</sup> 原文では West Sea と表記
- <sup>17</sup> 韓国国民安全処海洋警備安全センター（MPSS Maritime Security Safety Center）、“Regulations on the Chinese Fishing Boat”（中国漁船に対する規制）、韓国統計庁統計指標アーカイブ（National Statistical Office Index Archive）、ウェブサイト [www.index.go.kr](http://www.index.go.kr)より入手可（2017年1月12日アクセス）
- <sup>18</sup> 大韓民国海軍、*Future Navy 2050*（海軍の将来、2050年）（ソウル、大韓民国海軍、2016年）、14
- <sup>19</sup> 表は、大韓民国海軍、*Future Navy 2050*（海軍の将来、2050年）より筆者作成
- <sup>20</sup> 韓国防衛事業庁（Defense Acquisition Program Administration）、*Force Improvement of the Navy*（海軍力の強化）（ソウル：DAPA、2012年）
- <sup>21</sup> 大韓民国海軍、*Future Navy 2050*（海軍の将来、2050年）
- <sup>22</sup> Chang Hee Park, “Strong and Weak Countries’ Maritime Strategy and ROK Navy’s Strategy”（大国および弱小国家の海洋戦略と大韓民国海軍の戦略）, *National Strategy* 18, No. 4（2012年）: 91-121.
- <sup>23</sup> 大韓民国海軍、*Development of Navy’s Military Cooperation and Exchange*（海軍の軍事協力・交流の発展）（ソウル：大韓民国海軍、2015年）
- <sup>24</sup> 「2016年防衛白書」記載のデータより筆者作成。韓国国防部（ROK MND）、*2016 Defense White Paper*（2016年防衛白書）（ソウル：MND、2016年）
- <sup>25</sup> ROK MND、*South Korea’s Overseas Operations*（韓国の海外活動）（ソウル：MND、2016年）
- <sup>26</sup> 同上
- <sup>27</sup> 同上

- <sup>28</sup> Jaejun Yoo, “Direction of the ROK Navy’s Military Exchange and Cooperation” (大韓民国海軍の軍事交流・協力の方向性)、第 4 回韓国国防研究院・海軍交流・協力セミナー(4<sup>th</sup> KIDA-Navy Exchange & Cooperation Seminar) の発表資料、2015 年 5 月 11 日
- <sup>29</sup> 韓国国防部、*ROK Military’s International Peace Keeping Operations* (大韓民国軍の国際平和維持活動) (ソウル：MND、2010 年)
- <sup>30</sup> Chung Eun-sook, "Korea's Law on UNPKO and Participation in International Peacekeeping Missions" (国連平和維持活動および国際平和維持活動への参加に関する韓国の法律)、*Current Issues and Policy* 166 (2010 年 2 月)